

中津川市立西小学校

「令和2年度 いじめ防止基本方針」

～一人の子どもを大切にするために～
～一人一人の児童生徒が生き生きと生活するために～

◇ もくじ ◇

- I 「いじめ防止 これだけは！」（岐阜県教育委員会）より
- II いじめの未然防止
- III いじめの早期発見
いじめ発見のポイント
- IV いじめの早期対応
- V いじめ防止の対策のための組織
関係諸機関との連携（関係諸機関連絡表）

【いじめの定義】

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを等して行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

I 「いじめ防止 これだけは！」（岐阜県教育委員会）より

中津川市立西小学校

いじめをしない！させない！許さない！



いじめの基本認識

いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを等して行われる物を含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめ防止対策推進法 第2条



教師の心構え

教師は、いじめを許さず、子どもをしっかり守る！

そのために…

1. すべての教職員が一致協力した指導体制をつくる。
2. 未然防止に努め、早期発見・早期対応に最大限努力する。



【未然防止】

- ◎「居場所」づくり、「絆」づくりを！
- ◎『わかる授業づくり』に努める
- ◎未然防止の組織的な体制づくりを！

【早期発見・早期対応】

- ◎報連相を素早く！（即日）
- ◎正確な事実確認を！（個別・複数で対応）

【保護者との連携】

- ◎迅速・誠実（即日・家庭訪問）
- ◎よいことの伝達・まめに電話

【関係諸機関との連携】

- ◎市教委・生活安全課・福祉相談室・子ども相談センター等と

<「いじめ」指導への基本的な考え方>

□人間ならば必ず「いじめの芽」を持っている。私たちは『いつでも、どこでも、誰にでも』いじめは生まれるという基本認識に立っていじめに対応すべきと考える。そのために、些細な日常の中に起こる『おや？』という感覚を見逃すことがないように、教師自身が人権感覚を磨く。『いじめはあるはずだ』という意識で取り組むことが大切である。

□いじめは本能であるにとらえる。ただ、その本能をコントロールできる「理性」を持っているのも人間である。そのためには自尊感情を育て、相手を思いやる心を醸成することで明るく前向きに生きる児童に育っていくと考える。そのためにわかる授業を進めて「学校が楽しい。学ぶことが楽しい。」という環境に変えていくことがいじめの未然防止につながる。

□けんかやふざけ合いであってもないところで被害が生じている場合もある。背後にある事情を調査し、児童生徒の感じる被害性に焦点を当ていじめに該当するか否かを判断していく。

Ⅱ いじめの未然防止

中津川市立西小学校

- ◇いじめは、どの子にも起こり得るもの
 - ◇いじめは、自分からは言いづらいもの
 - ◇いじめは、見ようと思って見ないとみつからないもの
- だからこそ、子ども一人一人に対し、親身になって寄り添い、いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」を育む指導が重要！
- 「いじめ防止 これだけは！（平成28年度2月改訂岐阜県教育委員会）」より

1 未然防止の考え方

いじめはどの子にも起こり得るという基本認識を踏まえ、全ての児童生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

- ◎未然防止のポイント
- ◇子どもの「居場所」づくり
- ◇子ども同士の「絆」づくり

○いじめに向かわせないために、主に学校で取り組むべき課題
「規律」「学力」「自己有用感」

～『生活の約束を守って自分が成長できた』、『勉強が楽しい』、『自分は学級・学校で必要とされている』という実感を持った児童生徒



「居場所」と「絆」のある学校・学級

- 「学習規律」が確立され規律ある学級
- 「分かった、できた」と思える授業
- 「みんなと活動すると楽しい」と思える学級・学年
- 「共感的な人間関係づくり、自発性・自治力」を磨く特別活動（学年行事、児童会活動）

生命や人権を大切にする指導

- 「生命の尊重の精神や人権感覚を養う」ための人権教育
- 人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」を学べる道徳教育
- 「情報端末の危険性」を学ぶための情報モラル教育
- いじめに特化した教員研修会

子ども一人一人に対し、親身になって寄り添い、いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」を育む指導が重要！

<いじめ防止対策のための年間計画（未然防止に関わって）>

	未然防止	早期発見・早期対応
4月	学級開き 要支援児童生徒についての情報交流 朝の健康観察を入念にする。 生活・学習の決まりの確認	いじめについての研修(職員会)
5月	第1回異学年交流会 わかる授業づくり 心と体のアンケート・アセス実施活用① 子ども2者面談① 修学旅行(6年) <u>31日(金)～6月1日(土)</u>	人権月間(挨拶運動をすすめる)
6月	いじめ調査①(無記名) <u>1年は省く</u> 阿南宿泊研修(5年) <u>13日(木)～14日(金)</u>	宿泊活動での仲間関係の観察
7月		
8月		子ども理解研修
9月	運動会 <u>21日(土)</u>	運動会での仲間関係の観察
10月	心と体のアンケート・アセス実施活用② <u>いじめ調査②(記名)</u> 子ども2者面談②	人権月間 ひびきあいの日
11月	命の教育開始	全校一斉情報モラルの授業 <u>16日(土)</u>
12月	<u>歌声交流会 6日(金)</u>	保護者と個人懇談会 <u>9日(月)～13日(金)</u>
1月		
2月	いじめ調査③(記名)	
3月	卒業・修了・学級解散に向けて目当ての確認 <u>6年生を送る会 5日(水)</u> できるようになったことの交流	

Ⅲ いじめの早期発見

中津川市立西小学校

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のためには、日頃から教師と児童との人間関係を良好にし、信頼関係を構築することが重要である。いじめは、教員や保護者、大人が気づきにくいところで起こっており、潜在化しやすいということを強く認識する、教員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、児童生徒に関わるすべての教員やその他の職員が情報を共有し、保護者との連携を図りながら情報収集することが大切である。

早期発見の基本

- ◇児童のささいな変化に気づくこと
 - 児童の話ができる職員室
 - 気になる変化（遊びやふざけのような見える行為などに対して）は、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）をメモしておく。
- ◇気づいた情報を確実に共有すること
 - 教員同士で情報を伝え合う。職員室欠席掲示板の早期確認。
学級担任→学年主任・生徒指導主事→教頭・校長
- ◇情報に基づき、速やかに対応すること
 - 「即日」「家庭訪問」「いじめられた側のケア」を基本に初期対応



日常的に行うこと

- ～児童のささいな変化に気づくために～
- 朝の会での健康観察の場面で、一人一人の顔を見る。気になる児童には声をかける。
 - 学習計画ノートや日記等の記述に目を通し、気になる書きぶりに敏感になる。
 - 休み時間の人間関係に気を配り、一人である児童生徒に声をかける。

定期的に行うこと

- 子どもの生活を把握するための「心のアンケート」や定期的な個人面談（子ども2者面談等）を実施する。
- 学年会や教育相談委員会で気になる児童生徒について、短期的・長期的な支援を検討する。
- 職員の人権感覚を磨くための研修を定期的に行う。
アンケートの質問票の原本等の一次資料アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は保管期間を5年とする。

【相談しやすい環境づくり】

本人や周囲の生徒、保護者からの訴えについて、細心の注意をはらい、訴えを真摯に受け止める。

①本人や周囲の仲間からの訴えに対して

[心身の安全の保証]

- ・訴えに対して「全力で守る」という姿勢を伝える。一時的に危険を回避する場所や時間を提供し、担任やカウンセラーを中心に本人の心のケアを最優先にする。

[事実関係や心情を傾聴]

- ・事実関係の客観的な状況の把握と同時に本人の心情を聞き取る。

②保護者に対して

[日頃の連携に努める]

- ・生徒の良さや気になる場所等、学校の様子について連絡を日頃から行っておく。

<いじめ防止対策のための年間計画（早期発見に関わって）>

	日常的に行うこと	定期的に行うこと
4月	第Ⅰ期 新しい自分づくり 新しい目当てを作ろう	子ども研 18日(木) (スタートがうまく切れない子の交流と指導方法) 授業参観・PTA総会20日(土) (いじめ防止基本方針の説明)
5月	第Ⅱ期 集団づくり 生活学習のルールを身につけよう 挨拶・にこにこ言葉行動で人権意識の向上	家庭訪問(保護者との懇談) 心と体のアンケート・アセス 子ども2者面談① 子ども研 (家庭訪問でとらえた姿の交流) 16日(木)
6月	生活学習のルールを身につけよう いじめ調査①	子ども研(特別支援教育について) 17日(月) 授業参観21日(金) (保護者懇談) 評議員会 (いじめ防止基本方針の説明)
7月	第Ⅲ期 自分・仲間の良さ見つけ 時間を守って行動しよう	子ども研(子ども2者面談の交流) 4日(木)
8月	時間を守って行動しよう	子ども研(子ども理解研修)
9月	時間を守って行動しよう	子ども研(スタートがうまく切れない子の交流と指導方法) (木)
10月	第Ⅳ期 仲間と挑むよりよい自分づくり にこにこ言葉を使おう いじめ調査②	心と体のアンケート・アセス① 子どもと2者面談② 子ども研(要支援児童の交流) 17日(木)
11月	にこにこ言葉を使おう	授業参観にて情報モラル授業公開 (保護者懇談) 16日(土) 子ども研 21日(木)
12月	にこにこ言葉を使おう	保護者と個人懇談会 9日(月)～13日(金)
1月	第Ⅴ期 1年間の成長の自覚と感謝の心づくり 0学期のめあてを立ててやりきろう	心と体のアンケート・アセス② 子ども研(スタートがうまく切れない子の交流と指導方法) 19日(木)
2月	0学期のめあてを立ててやりきろう いじめ調査③	子ども研(いじめアンケートの結果の交流・要支援児童の交流) 23日(木) PTA参観日 13日(高)、14日(低)
3月	0学期のめあてを立ててやりきろう	

いじめ発見のポイント

中津川市立西小学校

ちょっとした児童の変化をみつけ（早期発見）、すぐに対応（早期対応）することによって大きないじめ問題に発展することが防げる。いじめの発見や指導については、教師の鋭い観察力や人権感覚も必要である。また、教師間の連携（報告・連絡・相談）を強化することも大切である。下記に記した「いじめ、差別等「発見、指導」のポイント」はほんの一例にすぎないが、日常生活での児童つかみのポイントとする。

いじめ、差別等「発見」のポイント

1. 登校、下校

- ① 元気がない。（肩を落として歩く、とぼとぼ、ゆっくりすぎる）
- ② 急に、一人で登校し始める。
- ③ カバンをいくつも持っている。（持たされている？）
- ④ 登校して教室から出ない。
- ⑤ カバンや衣服が汚れてたり破損したりしている。（途中で何かあったかも？）
- ⑥ 遅刻、早退、欠席が増える。（いじめによる不登校傾向のスタートかも？）

2. 朝の会、帰りの会

- ① 泣いている、机に伏せている。（それでもほうっておかれている）
- ② 遅れてくる。（トイレ等で何かされたかもしれない）
- ③ 机が隣と離れている。
- ④ “一日の振り返り”のときなどに、小さなことでも集中的に名前がでる。
- ⑤ 強い口調で言われる（何か指示される、命令調で言われる）
- ⑥ 呼び捨て、あだ名で呼ばれる。
- ⑦ 予定を書こうとしない。（いじめられて意欲がわからない場合も考えられる）
- ⑧ 正論を言っているのにやじられる、無視される、まわりが変な雰囲気になる。

3. 授業

- ① 筆箱、ノート、教科書をよく忘れる。（隠されたり勝手に使われたりしている）
- ② 机や持ち物に落書がしてある、乱れている。（他者にやられている場合がある）
- ③ 泣いている、机に伏せている。（それでもほうっておかれている）
- ④ 呼び捨て、あだ名で呼ばれる。
- ⑤ 机が隣と離れている。
- ⑥ 正論を言っているのにやじられる、無視される、まわりが変な雰囲気になる。
- ⑦ 消しゴムのかけらなどを投げられる。
- ⑧ エンピツや定規などでつつかれる。
- ⑨ 衿などに何か入れられる、いたずらがきなどをはさまれる。
- ⑩ 保健・体育の授業や委員会するとき、席に座るのをためらわれる。
- ⑪ 授業中「トイレに行きたい」と申し出る。（いじめられていると休み時間に行けない）
- ⑫ 席を変わらされる。（特に特別教室。普通教室でもありうる。）
- ⑬ きつい係や人気のない仕事を半ば強制的に押しつけられる。
- ⑭ ノートをとらなくなった、乱雑になった。集中して話が聞けなくなった。
- ⑮ グループ学習や生徒活動のとき誰かに呼び付けられる。特定の子の所へ行く。
- ⑯ しばしば、授業に遅れる。「保健室に行っていました。」「トイレに行っていました。」「～を探していました」「～を片付けていました」

4. 休み時間

- ① よく職員室や保健室に来る。

- ② 教室で一人のことが多い。
- ③ トイレの前に立っている（立たされいる＝見張り役）
- ④ 暗い顔をして、誰かに手を引かれている、誰かの後をついて歩いている。
(いじめ場所への途中?)
- ⑤ 遊んでいるようで、よく見ると集中的に何かぶつけられている。
- ⑥ プロレスの技をかけられっぱなし。いつもかけられる側。複数の者に技をかけられる。
- ⑦ 玩具的な扱いを受けている。(耳や鼻を引っ張られる、小突かれる、けられる)
- ⑧ 校外へ出る。(商店へのパシリかも?)
- ⑨ 何人かでひそひそ話している子たちの視線の先にいる子。(女子に多い?)
- ⑩ 職員室の前などをうろうろしている。
(何か訴えたい? パシリで鍵や物を取って来いと命令された)
- ⑪ 教室移動のとき、いつも一人。

5. 給食の時間

- ① 給食当番で、いつも面倒臭い分担(重いも物)をやらされる。
- ② 給食当番で、配ると変な顔をされる。他者が配ったのと変えられる。
- ③ しばしば、足りないメニューがある(とられた、意識的に配られなかった)
- ④ デザートなどをくれくれと言われる。自分から進んで特定の子にあげる。
- ⑤ 自分の分にいたずらをされる。(箸をさす、混ぜる、かくす)
- ⑥ いつも一人でおそくまで食べている。(当番に嫌がられている可能性あり)

6. 掃除の時間

- ① いつも、きつい分担をやっている。(冬の雑巾がけ、机つり)
- ② いつも、ゴミ捨てに行っている。(分担がはっきりせず、さぼりぎみの掃除場所)
- ③ ほうきでたたかれたり、雑巾を投げ付けられたりする。
- ④ ゴミをはき付けられたり、水をかけられたりしても怒らない。

7. 児童会・クラブ活動・学活

- ① たまに練習におくれて、きつく責められる。
- ② 特定の子ばかり練習させられる。
- ③ いつも、後片付けや使い走りをさせられる。
- ④ ペア練習で、いつも余ってしまう。ペアになることを避けられる。
- ⑤ ペア活動などの練習に行きたがらない。さぼりがちである。
- ⑥ 下級生からなめられたり、ひどい言い方をされたり、呼び捨てされる。
- ⑦ ゲームで、チームに入ると(先生が入れると)、他者がいやな顔をする。

8. その他・全体的に

- ① 席替えやグループづくりのとき、隣や同グループになるのを嫌がられる。
- ① 急に、成績が下がる。
- ③ 視線が定まらない。おどおどしている。
- ④ 笑顔が消えた。
- ⑤ 無口になった。
- ⑥ 急に、行動力のある子と一緒に行動しだした。急に友達が変わった、なくなった。
- ⑦ 係をやめたいと言い出したり、部活を変わりたいという。(拗はさぼり現象)
- ⑧ 席替えをしてと頼みにくる。
- ⑨ 靴、上履き、カバン、持ち物がなくなる。(壊される、落書、画鋏が入っている)
- ⑩ いつも、あだ名や呼び捨てで呼ばれる。
- ⑪ いつも、他者の用事で職員室にくる。
- ⑫ 特定者の人の手伝いをする。用事を頼まれる。(良い行為だが、二面性あり)
- ⑬ 学習計画ノートで、不安や心配を暗にほのめかす。
- ⑮ 学習計画ノートの中身が急に形式的な優等性的なものになる。
- ⑯ 学習計画ノートの字体が変わる。乱雑になる。出さなくなる。

Ⅳ いじめの早期対応

中津川市立西小学校

いじめの相談を受けたり、その兆候を発見した場合、問題の軽重に関わらず、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめは「いつでも」「どこでも」「誰にでも」起こりうるものと意識する。問題行動や事故等と同様に、組織で動くことを基本とする。特に確かな初動体制が解決に向けての決め手となる。いじめられている（と感じている）児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先にし、事実確認を正確に行い、指導体制や支援の方法を決めていく。下記が「いじめ対策委員会」が行う対応の概要である。



V いじめ防止の対策のための組織

中津川市立西小学校

いじめ対策委員会

—— いじめ対策委員会

---- 拡大生徒指導委員会

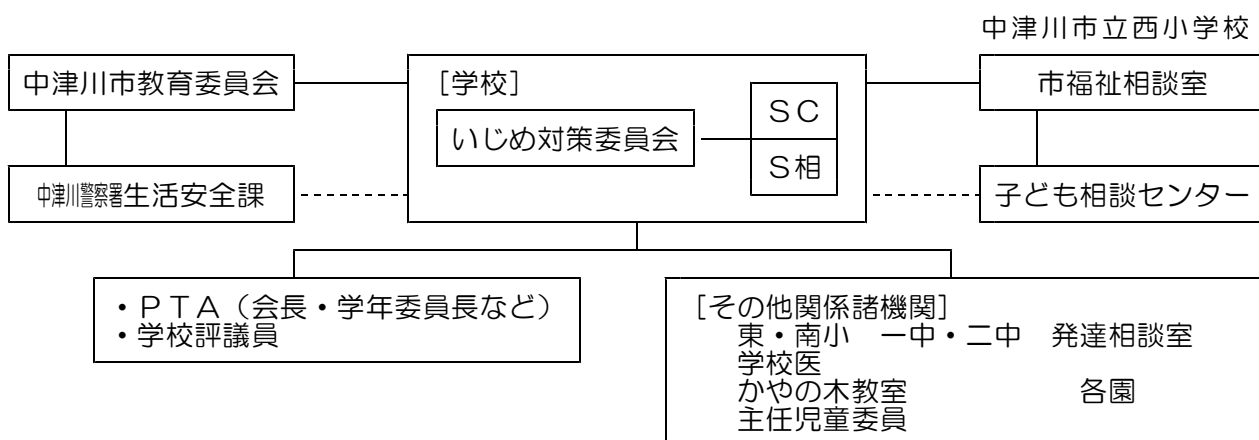
◎校長	——	「総括」
教頭	——	「総括補佐、教育委員会連携」担当
生徒指導主事	——	「関係諸機関連携、小中学校連携」担当
教務主任	——	「いじめ防止対策年間計画」担当
○生活部長	——	「心のアンケート作成・集計・分析」担当
養護教諭	——	「日常の観察の集約」担当
教育相談担当	——	
学年主任	——	「1人1人に居場所のある学年経営」担当
評議委員	——	「地域との連携」担当
人権主任	——	「ひびきあいの日・情報モラル」担当
道徳主任	——	「心を豊かにする道徳教育」担当
研究推進委員長	——	「わかる授業づくり」担当
学習部長	——	「学習規律づくり」担当
生活部長	——	「生活規律づくり」担当
健康部長	——	「健康な生活作り」担当
生徒会担当	——	「自治的な取り組みづくり」担当

<いじめ防止対策のための年間計画（「いじめ対策委員会」に関わって）>

4月	拡大生徒指導委員会① 指導方針、指導計画の確認 いじめ防止職員研修 (基本方針の共通理解) いじめ対策方針説明会(保護者向け) PTA総会・学級懇談会で説明	10月	拡大生徒指導委員会② 心と体のアンケート(アセス実施)② 子ども2者面談② いじめ調査②
5月	子ども2者面談①	11月	授業参観(学校評議員参観) いじめ実態の説明とご意見をいただく
6月	心と体のアンケート(アセス実施)① いじめ調査①	12月	ひびきあいの日取り組み実施 保護者2者面談(いじめの現状報告)
7月		1月	スタートをうまく切れない子への対応 (職員会)
8月	人権教育研修(夏季休業中) 子ども理解の職員研修	2月	いじめ調査②※その他必要に応じ実施 いじめ対策方針説明(新入生向け) 入学説明会で説明 いじめ調査③
9月		3月	拡大いじめ対策委員会③ 本年度のまとめ、次年度の方針検討 本年度のいじめ対応の引き継ぎ 取り組み評価アンケート

*いじめ事案発生時は 緊急いじめ対策委員会を招集し対応にあたる。

Ⅵ 関係諸機関との連携



関係機関連絡先一覧

関係諸機関	関係課等	電話番号
中津川市 教育委員会	学校教育課	66-1111
	学校教育課長	内線：4230
	生徒指導担当指導主事	内線：4231
中津川警察署 (生活安全課)		66-0110
中津川市消防本部		66-1119
中津川市民病院		66-1251
中津川市 生活環境部	生活環境部防災安全課	66-1111
	生活安全課長	内線：164
中津川市 健康福祉部	福祉相談室	66-1111
	福祉相談室長	内線：615
東濃子ども相談センター		0572 23-1111